

## 飼養衛生管理支援システムが運用されます！

日々、本県の畜産振興にご協力頂き、誠にありがとうございます。

近年の畜産現場の体制として、飼養衛生管理基準の遵守を始めとし、衛生的な家畜の飼育管理を生産現場の皆様をお願いしております。毎年の定期報告書類の提出や飼養衛生管理基準のチェック表の記入、鶏・豚の自己点検書類の提出など、ご苦勞をおかけしている状況です。

そこで、皆様にご苦勞をおかけしている作業を電子化することで時間短縮・効率化を図るため、農林水産省が飼養衛生管理支援システム(eMAFF サービスと飼養衛生管理支援システム(スマホアプリ))を開発し、今年度からの運用に向けて動き始めています。

○令和6年度から電子化される手続きは、

- ・家きんの一斉点検(令和6年10月～)
- ・定期報告(令和7年2月)
- ・豚の一斉点検(令和7年5月)

○飼養衛生管理支援システムで行える作業

- ・定期報告書のシステム入力による提出
- ・定期報告書添付書類の電子データ提出
- ・飼養衛生管理基準の自己点検提出と過去の点検結果の確認
- ・病性鑑定等の検査結果の確認
- ・予防的ワクチンの接種状況の確認
- ・農場の基本情報(農家台帳)の登録
- ・家きんおよび豚の一斉点検と提出



○飼養衛生管理支援システムのメリット

- ・インターネット環境があればどこでも提出・確認ができる

→インターネットに接続できるパソコンやスマホなどの端末があれば自宅や農場から家畜保健衛生所(家保)へ電子送付による提出でOK。家保への持参または郵送による提出が不要になる。

- ・過去の履歴を引用して、報告書の作成ができる。

→ただし、チェック表の自己点検に関しては、その都度改善事項があるため毎年その時点での点検が必要です。

- ・飼養衛生管理支援システムアプリの利用で、前回の報告結果と今回の報告結果が比較でき、遵守状況の変化が確認できる。
- ・飼養衛生管理基準のチェック項目に農場の写真や図をアップロードし、家保と共有できる。

システムの利用にあたっては、皆様に、eMAFF IDを取得して頂き、本人確認作業を行ったのちに利用可能となりますので、取得をお願いします。

詳しい内容はこちらを参照してください。  
(野村)

<https://e.maff.go.jp/Inquiry>

